

## 櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」(以下「くしりん」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターデザインの著作権及び使用等)

第2条 キャラクターデザインの著作権は、天文指導協力員会に帰属する。

2 キャラクターデザインを営利を目的とせず使用する場合は、自由に使用できる。但し、広告等への掲載その他営利を目的としてキャラクターを使用するときは、あらかじめ天文指導協力員会長(以下「会長」という。)の承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) マスコットキャラクター「くしりん」のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) その他会長がキャラクターの使用を不相当と認めるとき。

### (キャラクターを使用する場合の遵守事項)

第3条 キャラクターを使用する人及び団体は、キャラクターの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 印刷物等に使用する場合は、「星のふるさと館天文指導協力員会 くしりん」の表記(クレジット)を付すこと。但し、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

### (使用申請等)

第4条 第2条第1項ただし書の規定により、キャラクターの使用の承認を得ようとする人及び団体(以下「申請者」という。)は、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業の内容が分かるもの)
- (2) くしりんのデザインの使用方法を確認できる書類
- (3) 団体又は個人事業者の場合にあつては、定款の写しその他事業の内容を確認することができる書類(初回の申請のときに限る。)
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申請書の提出があつたときは、第2条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

3 会長は、キャラクターの使用の可否を決定したときは、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用承認(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

4 会長は、キャラクターの使用を承認する場合において、必要があると認められるときは、これに必要な条件を付することができる。

(キャラクターの営利目的の使用に係る遵守事項)

第5条 前条第3項の規定によりキャラクターの使用の承認を得た人及び団体（以下「商用使用者」という。）は、キャラクターの使用に際し、第3条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を得た内容及び前条第4項の規定により会長がキャラクターの使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。
- (2) キャラクターを使用した広告等の完成後、速やかに当該広告等を会長に提出すること。但し、広告等の提出が困難と認められる場合は、当該広告等の写真の提出を持って代えることができる。

(使用料)

第6条 営利を目的としてキャラクターを使用するときは、キャラクター着ぐるみの維持管理に係る費用の確保のため、1申請につき5,000円の協力金納付をお願いするものとする。

(承認内容の変更)

第7条 第4条第2項の規定によりキャラクターの使用の承認を受けた人及び団体は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用内容変更申請書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、キャラクターの使用内容の変更の可否を決定したときは、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用内容変更承認（却下）通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 第4条第4項の規定は、キャラクターの使用内容の変更を承認する場合において準用する。

(違反者に対する措置)

第8条 会長は、キャラクターの使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第3条各号に掲げる事項（商用使用者にあつては、第5条各号に掲げる事項を含む。）を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちにキャラクターの使用の中止、第4条第3項の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

- 2 会長は、キャラクターの使用の中止又は第4条第3項の規定による承認の取消しを決定したときは、櫛池隕石マスコットキャラクター「くしりん」デザイン使用中止（承認取消し）通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づく使用承認の取消し等によって使用者が受けた損害については、会長はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から実施する。